(二)　歩道

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府京都市左京区（佐々里峠）から同区（菅原）、同市右京区（小塩・東谷）及び同府南丹市（釜ヶ原）まで	変更前	二二・六二～二九〇・〇八メートル	七・八〇〇キロメートル
	後	二四・二四～三〇〇・九一メートル	七・八〇〇キロメートル
京都府京都市左京区（下の町）から同区（小野村割岳）まで			
京都府京都市左京区（花脊・大悲山口）から同区（久多峠）まで			
京都府京都市左京区（八桝町）から同区（鎌倉山）及び同区（八丁平湿原・国定公園境界）まで			
京都府京都市左京区（大原百井町）から同区（大原尾越町・国定公園境界）まで			
京都府京都市左京区（花脊別所町）から同市右京区（芹生峠・国定公園境界）まで			
京都府京都市左京区（百井）から同区（天ヶ森・国定公園境界）まで			
京都府京都市右京区（井戸峠・国定公園境界）から同区（天童山・国定公園境界）、同区（茶呑峠・国定公園境界）及び同区（下黒田）まで並びに同区（京北周山）から同区（伏見坂・国定公園境界）まで			
京都府京都市右京区（井戸）から同区（天童山）及び同区（石仏峠）まで			
京都府京都市右京区（殿橋）から同区（茶呑峠・国定公園境界）まで			
京都府京都市右京区（栃本町）から同区（碁石坂・国定公園境界）まで			
京都府綾部市（五津合町・国定公園境界）から同市（睦寄町・国定公園境界）まで、同府京丹波町（仏主・国定公園境界）から同府南丹市（海老坂峠・国定公園境界）まで並びに同市（日吉町中世木・国定公園境界）から同府京都市右京区（常照皇寺入口・国定公園境界）及び同府南丹市（柿ノ木峠・国定公園境界）まで			
京都府綾部市（君尾山キャンプ場）から同市（君尾山大トチノキ）まで			
京都府綾部市（故屋岡町）から同府南丹市（福居）まで			
京都府綾部市（睦寄町下市場）から同市（シデ山）まで			
京都府南丹市（知見）から同市（知見・美山トレイル出合）まで			
京都府南丹市（五波峠）から同市（佐々里峠）まで			
京都府南丹市（洞）から同市（地蔵杉）及び同府綾部市（睦寄町・近畿自然歩道出合）まで			
京都府南丹市（鶴ヶ岡）から同市（北）まで			
京都府南丹市（北）、同市（内久保）及び同市（荒倉）から同市（鉢ヶ峰）まで			
京都府南丹市（今宮北）から同市（今宮南）まで			
京都府南丹市（安掛）及び同市（長尾）から同市（平屋神社）まで			
京都府南丹市（釜ヶ原）から同府京都市右京区（小塩）まで			
京都府南丹市（大野ダム）から同市（大野・近畿自然歩道出合）及び同市（萱野・近畿自然歩道出合）まで			
京都府南丹市（河内谷）から同市（河内谷・美山トレイル出合）まで			
京都府南丹市（鏡峠北）から同市（畑郷）まで			
京都府京丹波町（仏主）及び同町（仏主）から同町（仏主峠・近畿自然歩道出合）まで			

四　生態系維持回復計画

名称	区域
京都丹波高原生態系維持回復計画	京都丹波高原国定公園全域

五　公園計画を表示した図面（省略）

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市宮城野区出花三丁目二七番一から宮城県宮城郡利府町春日字金鋳神一三番一まで	変更前	二二・六二～二九〇・〇八メートル	七・八〇〇キロメートル
	後	二四・二四～三〇〇・九一メートル	七・八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
仙台市宮城野区出花三丁目二七番一から宮城県宮城郡利府町春日字金鋳神一三番一まで	二二・二〇～二九二・〇〇メートル	七・八一一キロメートル

四　指定する期日　平成二十八年三月二十五日

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	仙台市宮城野区出花三丁目二七番一から宮城県宮城郡利府町春日字金鋳神一三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十七日十五時

○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	寒河江市大字白岩字東畑六四九二番一から同市大字宮内字宮の下七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

○東北地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号仙塩広域都市計画下水道事業仙塩流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月三十一日至平成三十年三月三十一日